

住宅の老朽度の測定基準（木造住宅）

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点
1	(1) 基礎	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
		構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		外壁の構造が粗悪なもの ※	25	
2	(3) 基礎、土台、又ははり	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100
		基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
		基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの ※	15	
		外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの ※	25	
3	(4) 外壁 ※	屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りのあるもの	15	30
		屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したのも又は軒のたれ下がったもの	25	
		屋根が著しく変形したものの	50	
		延焼のおそれのある外壁があるもの	10	
4	(6) 外壁	延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	30
		屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
4	(8) 雨水	雨樋がないもの	10	10

(備考)

一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

※ 界壁の構造や仕上げ材の状況は、住宅内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。

合計 点

【お問い合わせ・お申込みは】

高知市役所都市建設部住宅課 住宅政策係

〒780-8571 高知市本町5丁目6番13号 南別館5F

電話番号 (088) 823-9463 FAX (088) 823-9374